

資料編

Appendices



導入

日本政府（内閣府）の主催事業である「世界青年の船」事業、グローバルリーダー育成事業、「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」（以後、「世界青年の船」事業及び後継事業）は、日本の青年の国際的視野を広げ、日本及び諸外国の青年相互の理解と友好を促進し、併せてその国際協調の精神と実践力を向上させ、もって国際社会の各分野で指導性を発揮できる青年を育成することを目的とする。さらに、文化・思想を始めとした多種多様性を有する国際社会の縮図となる「世界青年の船」での共同生活・活動という具体的かつ実践的な経験の場を提供することを通じ、世界中の青年同士の人的ネットワークの構築や共同活動の促進など、人材育成という観点から目に見える形での国際貢献に寄与することを旨とする。

「世界青年の船」事後活動組織憲章の前身となる「世界青年の船」事後活動組織合意書（東）は1996年1月まとめられ、「世界青年の船」事業東廻り13か国が合意の署名をした。「世界青年の船」事後活動組織合意書（西）は「世界青年の船」事業西廻り14か国が1997年1月に合意の署名をした。

2005年に全ての事後活動組織が共通の目標を持って活動に取り組むことを目的として、二つの合意書（東）と（西）は「世界青年の船」事後活動組織憲章という統一の憲章にまとめられた。

「世界青年の船」事後活動組織憲章は2013年4月15日にSWYAA国際連盟憲章に改定され、「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議に参加した28か国が署名した。

SWYAA国際連盟憲章は2014年1月1日に施行された。

序文

「世界青年の船」事業及び後継事業で培われた精神を継続させることを目的に、各国で既参加青年のための組織が設立されている。SWYAA国際連盟は「世界青年の船」事業及び後継事業で培われた文化理解、国際協力、国際平和の実現に向けてのリーダーシップ精神を推進し、支援している。

改訂

署名 2013年4月15日、2014年1月1日効力発生

2014年5月SWYAA国際連盟代表者議決会議、2014年6月1日効力発生

2014年11月SWYAA国際連盟代表者議決会議、2014年12月1日効力発生

第1章：使命、目標、任務

第1条

我々の共通の使命と目標

1. 「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年のネットワークを継続すること。
2. 加盟各国の友好関係を継続し、連携を強化すること。
3. 自国及び国際社会に貢献する活動に取り組むこと。
4. 自国及び加盟国において、社会に貢献するリーダーを育成すること。
5. 青少年分野を担当する自国政府との連携強化を図ること。
6. 加盟国の大使館との連携強化を図ること。特に日本大使館との連携強化を図ること。
7. 日本人のコミュニティとの関係を深めること。

第2条

我々の共通の任務

1. 地域若しくは世界規模で社会貢献、ボランティアの取組、発展的な取組につながるような活動を企画すること。
2. 自国の会員のネットワークを強化すること。
3. 自国の会員及びSWYAA国際連盟加盟国の間で情報交換を強化すること。
4. 日本大使館とのコミュニケーションを図り定期的に活動報告をすること。
5. 「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年と新しい参加青年とのコミュニケーションを図ること。
6. これから「世界青年の船」事業及び後継事業に参加する青年を支援すること。
7. 既参加青年の正確な情報を把握し、保管すること。

第2章：原則

第3条

1. この組織の名前をShip for World Youth Alumni Association Internationalとし、その略称をSWYAA国際連盟又はSWYAA Internationalと定める。
2. SWYAA国際連盟は認められた「世界青年の船」事後活動組織（SWYAA）で構成される団体である。

第4条

SWYAA国際連盟の基本原則を以下のとおり定める。

1. SWYAA国際連盟は
 - a. 非政府組織である。
 - b. 非営利組織である。
 - c. 非政治組織である。
 - d. 非宗教の組織である。
2. SWYAA国際連盟はその全ての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
3. SWYAA国際連盟の加盟国は、この憲章に示されている義務を果たさなければならない。

第3章：加盟国

第5条

加盟国の基本的条件

1. SWYAA国際連盟の加盟国は、「世界青年の船」事業及び（又は）後継事業に参加し、事後活動組織が設立されている国であること。
2. 各国はSWYAA国際連盟に一つの事後活動組織（正式加盟又は準加盟）しか正式に登録することができない。
3. 加盟国になるための手順については、別途定める施行規則（IRR）に示される。（別添A）
4. 加盟国の正式認定、降格、除名については、加盟国によって決議される。詳細については施行規則に示される。
5. 加盟国は役員の交代があった時には事務局に連絡をしなければならない。

第6条

正式加盟国

1. SWYAA国際連盟に正式加盟できる団体は、別に定める「世界青年の船」事後活動組織ガイドライン（別添B）に沿って正式に設立した「世界青年の船」事後活動組織のみである。
2. 正式加盟国はSWYAA国際連盟の定める使命と目標の達成のために積極的に努力しなければならない。
3. 正式加盟国は役員2名をSWYAA国際連盟代表者ネットワークに登録する責任がある。
4. 正式加盟国はSWYAA国際連盟代表者議決会議において一国一票の議決権を持つ。
5. 正式加盟国は事務局が発信する「世界青年の船」事業と後継事業及びSWYAA国際連盟に関連した全ての公式の情報を受け取る権利がある。
6. 正式加盟国はSWYAA国際大会を主催する権利がある。
7. 正式加盟国は事務局の要請に応じて年間活動報告書を提出する義務がある。
8. 正式加盟国は1万円又は100米ドルの年会費を支払う

義務がある。この年会費は前年の12月15日から30日の期間に支払うものとするが、これは前払いを妨げるものではない。

第7条

準加盟国

1. 「世界青年の船」事業及び（又は）後継事業の同窓会グループは、SWYAA国際連盟の準加盟国として登録することができる。
2. 準加盟国はSWYAA国際連盟代表者ネットワークに入ることができるが、SWYAA国際連盟代表者議決会議においての投票権はない。
3. 準加盟国は事務局が発信する「世界青年の船」事業と後継事業及びSWYAA国際連盟に関連した限られた公式の情報を受け取ることができる。
4. 準加盟国は年間活動報告書及び／又は活動計画書を提出することが望ましい。

第8条

非加盟国の既参加青年

1. 「世界青年の船」事業及び（又は）後継事業に参加をしたが、いかなる同窓会グループも結成されていない国は非加盟国となる。
2. 非加盟国に所属する個人の「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年は、SWY News（機関紙）及びメーリングリストを通じて、「世界青年の船」事業と後継事業及びSWYAA国際連盟に関連した情報を受け取ることができる。

第9条

SWYAA国際連盟の正式加盟国は以下の26か国とする。

- | | |
|---------------|--|
| 1. オーストラリア | SWY Australia |
| 2. バーレーン王国 | Ship for World Youth Alumni Association Bahrain |
| 3. ブラジル連邦共和国 | SWYAA Brasil |
| 4. カナダ | SWY Canada |
| 5. チリ共和国 | Chile-SWYAA |
| 6. コスタカ共和国 | Ship for World Youth Alumni Association Costa Rica |
| 7. エクアドル共和国 | Ship for the World Youth Alumni Association Ecuador |
| 8. エジプトアラブ共和国 | The Egyptian Alumni Association for the Ship for World Youth - EASWY |
| 9. フィジー共和国 | Ship for World Youth Alumni Association of Fiji |
| 10. ギリシャ共和国 | SWY GREECE Alumni Association |
| 11. インド | SWYAA-INDIA |
| 12. 日本国 | International Youth Exchange Organization of Japan (IYEO) |

13. ケニア共和国	Ship for World Youth Alumni Association of Kenya
14. メキシコ合衆国	SWYAA Mexico
15. ニューゼaland	The Ship for World Youth New Zealand Incorporated
16. オマーン国	SWYAA Oman
17. ペルー共和国	SWYAA PERU
18. スペイン	Asociación de ex participantes del Barco de la Juventud Mundial
19. スリランカ民主 社会主義共和国	Ship For World Youth Alumni Association Of Sri Lanka
20. スウェーデン王国	SWYAA-Sweden
21. トンガ王国	Tonga Ship for World Youth Alumni Association
22. トルコ共和国	SWYAA TURKEY (Dünya Gençlik Gemisi Mezunlar Derneği)
23. アラブ首長国連邦	SWY AA UAE
24. 英国	SWY UK Alumni Association
25. ベネズエラ・ボリバル共和国	SWYAA Venezuela
26. イエメン共和国	Yemeni Ship for World Youth Alumni Association

SWYAA国際連盟の準加盟国は以下の6か国とする。

1. ノルウェー王国	SWYAA Norway
2. パラグアイ共和国	SWYAA Paraguay
3. ロシア連邦	SWYAA Russia
4. ソロモン諸島	Ship for World Youth Alumni Association Solomon Islands
5. 南アフリカ共和国	SWYAA SOUTH AFRICA
6. タンザニア共和国	SWYAA TANZANIA

第10条

年間活動報告書

1. 年間活動報告書は翌年の1月末までに事務局へ提出すること。
2. 年間活動報告書の形式はSWYAA国際連盟で定められたテンプレートに従うこと。
3. 年間活動報告書のテンプレートは12月に事務局から提供される。

第11条

1. 「世界青年の船」事業機関誌「SWY News」は内閣府が発行し、日本青年国際交流機構（IYEO）が編集する。
2. 各国事後活動組織は、「SWY News」のために、依頼に基づいて少なくとも一つ、記事を提供する努力をすること。

第4章：SWYAA国際大会

第12条

基本的ガイドライン

1. SWYAA国際大会はIYEOとSWYAA国際連盟が主催し、実施国のSWYAAが共催と運営をする。
2. SWYAA国際大会は事後活動協議会と同時開催される。
3. 「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年とIYEOの会員は、誰でもSWYAA国際大会に参加することができる。

第13条

SWYAA国際大会の主な目的

1. 参加国や参加回の異なる「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年が出会う機会を提供し、意見交換を通じて国際ネットワークの強化を図る機会とする。
2. 既参加青年が訪問国の文化と人々を知る機会とする。
3. 既参加青年がボランティア活動に参加し、社会貢献活動に参加する機会を提供する。
4. 世界各国で実施されている事後活動について情報交換をする機会とする。
5. SWYAA国際大会の開催や参加を通じてSWYAAの活性化を図る。

第5章：議決機関

第14条

1. SWYAA国際連盟代表者議決会議が最高決定機関である。
2. SWYAA国際連盟代表者議決会議は原則としてSWYAA国際連盟代表者ネットワーク上で開催される。
3. SWYAA国際連盟代表者議決会議はこの憲章にある内容について再考し、提言又は決定をすることができる。
4. SWYAA国際連盟代表者議決会議の議決は加盟国の3分の2の議決をもって可決する。
5. SWYAA国際連盟代表者議決会議の決定は、各国SWYAAの自決権と独立の権利を侵害してはならない。
6. 各国の事後活動組織は会長から副会長又は事務局長の議決権の順番について、SWYAA国際連盟への登録の際に決定し、事務局に報告しなければならない。また、年間活動報告書に最新の情報を掲載しなければならない。

第6章：事務局

第15条

基本的な規則

1. 事務局はSWYAA国際連盟の総務を担う。
2. 事務局は日本青年国際交流機構（IYEO）に設置する。
3. 事務局には事務局長、事務局次長と事務局が必要と

する役割を置く。

第16条

事務局の役割は以下のとおり定める。

1. 「世界青年の船」事業と後継事業及びSWYAA国際連盟に関連した情報を集約し発信する。
2. 加盟各国の年間活動報告書を回収し、その管理をする。
3. 会計管理をし、年に1回、SWYAA国際連盟加盟国に会計報告をする。

第17条

任期

1. 事務局長と事務局次長は「世界青年の船」事業又は後継事業の既参加青年でなければならない。
2. 事務局長と事務局次長はSWYAA国際連盟代表者議決会議を通じて、SWYAA国際連盟に承認されなければならない。
3. 事務局長と事務局次長の任期は3年とし、再任を妨げない。

第7章：会計

第18条

基本的な規則

1. SWYAA国際連盟の収入源は加盟国の会費と寄付である。

2. 上記以外の寄付、特別収入、協賛金の受取についてはSWYAA国際連盟の目的を脅かすような条件や果たさなければならない責任がないことを確認するために事務局で検討する。
3. SWYAA国際連盟の収入は事務局で必要な経費に支出することができる。
4. SWYAA国際連盟の収入はSWYAA国際連盟代表者議決会議の決定に基づいて、SWYAA国際連盟の共通活動に支出することができる。

第19条

SWYAA国際連盟の事業年度は1月1日から12月31日までとする。

第8章：規則

第20条

施行規則は、SWYAA国際連盟憲章に不可欠な付随資料である。施行規則の変更は、正式加盟国の3分の2の承認を得なければならない。

付則

SWYAA国際連盟への登録は「世界青年の船」事業及び後継事業への招へいとは関連しない。

別添A

施行規則

第A-1条：SWYAA国際連盟代表者議決会議の規定

1. 以下の議決は正式加盟国の3分の2以上の議決をもって可決する。
 - a. SWYAA国際連盟の正式加盟国への承認。
 - b. SWYAA国際連盟の加盟・準加盟の立場の降格。
 - c. SWYAA国際連盟からの除名。
 - d. SWYAA国際連盟憲章の改正。
 - e. その他、加盟国が提案した議題の承認。
2. SWYAA国際連盟代表者議決会議は原則として1年に2回（5月と11月）に実施する。時期の変更がある場合は、事務局が1月に連絡をする。
3. SWYAA国際連盟代表者議決会議の投票期間は7日間とする。
4. 事務局はSWYAA国際連盟代表者議決会議の特別会議の開催を要求することができる。
5. SWYAA国際連盟代表者議決会議への議題は、審議のために、会議開催の30日以上前に事務局へ提出すること。

第A-2条：正式加盟国の条件

1. SWYAA国際連盟の正式加盟国になるためには、SWYAAは以下の要件を満たさなければならない。
 - a. 規約又は憲章がある。
 - b. 選任され、任期の定められた役員として、会長1名、副会長が少なくとも1名、事務局長及び/又は会計係が1名いること。
 - c. 民主的で、包括的で、透明性のある選任プロセスがあること。
 - d. 会長又は副会長が自国に在住していること。
 - e. SWYAAの会員になるための明確なプロセスと条件があること。
2. SWYAA国際連盟の正式加盟国申請のために、SWYAAは以下の要件を満たしていることが望ましい。
 - a. 社会貢献活動を実施していること。
 - b. 調停と懲戒処分に関する規定があること。
 - c. 年間活動報告書を提出し、会員の最新の情報を提供できること。
 - d. 「世界青年の船」事業及び後継事業の新しい参加青年を支援し、出発・出航前の研修に関わっていること。

- e. 自国の日本大使館、青少年団体、政府機関（該当があれば）と関係があること。
- f. 自国の出身ではない既参加青年に対する入会規約を検討していること。
3. SWYAA国際連盟の加盟国承認の流れ（正式加盟・準加盟）
- 事務局が用意する申請書を記入する。
 - 少なくとも2か国の正式加盟国から推薦を得る。
 - SWYAA国際連盟代表者議決会議開催の少なくとも30日前に申請書と推薦書を事務局に提出する。
 - 加盟の承認の可否は次のSWYAA国際連盟代表者議決会議で決議される。

第A-3条：加盟国としての任務や責任を果たさなかった場合の措置と罰則

手順

- 第1項：年間活動報告書の提出又は年会費の支払いが滞った場合の罰則を以下のとおり定める。
- 事務局から警告を出し、SWYAAは3か月以内に応じることとする。
 - 3か月経っても対応がされなかった場合は、該当国は次のSWYAA国際連盟代表者議決会議の投票権を失うと同時に、投票により降格すべきと判断される可能性がある（正式加盟国から準加盟国へ）
 - 降格となった場合、再び正式加盟国になるために

は再申請の手続きを取らなければならない。

- 降格とならなかった場合は、次のSWYAA国際連盟代表者議決会議から議決権を得る。

罰則

第2項：SWYAA国際連盟代表者議決会議の投票に応じなかった場合の罰則を以下のとおり定める。

- 投票に応じなかった場合、事務局から警告を出す。
- 次の代表者議決会議でも投票に応じなかった場合、その次の代表者議決会議で投票により降格すべきと判断される可能性がある。

第A-4条：憲章改正のための投票の手順

- SWYAA国際連盟代表者議決会議開催の少なくとも30日前に事務局に議題を提案する。
- 提案は最終的な投票に持ち込む前に、正式加盟国の3分の1の承認を得なければならない。
- 最終的な議決は、次のSWYAA国際連盟代表者議決会議で実施される。
- 提案には現在の憲章に記されている表記と、改正内容に関する説明を必要とする。新しい条項の場合は、何章の何項に該当するのかを明記すること。
- 憲章の改正を提案できるのは正式加盟国のみとする。
- 事務局が憲章の改正を提案する場合は、3分の1の承認を得る必要はない。

第A-5条：用語と定義

用語(アルファベット順)	定義
Alumni group/ 同窓生グループ	自国に「世界青年の船」事後活動組織(SWYAA)を設立していない国における「世界青年の船」事業及び(又は)後継事業の既参加青年のグループ。
Alumni member/ 同窓生	自国のSWYAAの規約に従って会員と認められた「世界青年の船」事業及び(又は)後継事業の既参加青年。
Annual country report/ 年間活動報告書	各国のSWYAAが提出する、その国における1年間の活動や実施事業が記録された公式資料。
Charter/ 憲章	SWYAA国際連盟の在り方や履行すべきことなどについての基本的なルールが記載されている文書。
Conference for Post-Program Activities/ 事後活動協議会	SWYAA国際大会開催期間中に実施される、事後活動について話し合う会議。
Former participants/ ex-participating youth (ex-PYs)/ 既参加青年	「世界青年の船」事業又は後継事業を修了し、日本国政府内閣府より修了証を授与された個人。
Future activity plan/ 活動計画書	各国のSWYAAが提出する、今後の活動の提案や具体的な活動計画が書かれた公式資料。
Home country/ 自国	事後活動組織が属する国。
International Youth Exchange Organization of Japan (IYEO)/ 日本青年国際交流機構	日本国政府内閣府が主催する青年国際交流事業に参加した日本人の既参加青年のための事後活動組織。

用語(アルファベット順)	定義
Post-program activities/ 事後活動	「世界青年の船」事業及び(又は)後継事業に参加した後に、既参加青年が関わることが期待されている社会貢献活動。
Secretariat/ 事務局	SWYAA国際連盟の総務と会計の役割を担う事務局。
Secretary General/ 事務局長	自国のSWYAA又はSWYAA国際連盟の運営のための事務局責任者。事務局長は有給の場合も無給の場合もあり得る。
Ship for World Youth (SWY) program/ 「世界青年の船」事業	世界の青年の友好と協調と理解を深めることを目的とした日本国政府内閣府が主催する国際青年交流事業。
Ship for World Youth Alumni Association (SWYAA)/ 「世界青年の船」事後活動組織	自国の「世界青年の船」事業及び(又は)後継事業の既参加青年が結束して積極的に社会貢献活動に関わることを目的に作られた組織。
Ship for World Youth Alumni Association International (SWYAA International)/ SWYAA国際連盟	加盟を承認された「世界青年の船」事後活動によって構成される国際組織。
SWYAA Global Assembly (SWYAA GA)/ SWYAA国際大会	年に一度開催される「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年のための公式同窓会。
SWYAA International Representatives Network/ SWYAA国際連盟代表者ネットワーク	SWYAA国際連盟の正式加盟国及び準加盟国で構成されるメーリングリスト。
Voting Session of SWYAA International Representatives (VSIR)/ SWYAA国際連盟代表者議決会議	SWYAA国際連盟の正式加盟国に指名された各国の代表が、提案された議題について協議し、議決を採る公式な場。

別添B

SWYAAガイドライン

第B-1条：基本的役割

1. SWYAA国際連盟憲章に基づいて、様々な社会貢献活動に寄与する。
2. 自国の会員の正確なデータベースを維持管理し、変更があった場合はSWYAA国際連盟事務局へ連絡する。
3. 年間活動報告を提出し、機関誌「SWY News」に協力する。
4. 国内機関誌を定期的に発刊し配布する。機関紙のコピーをSWYAA国際連盟事務局へ提供する。
5. 様々なコミュニケーション手段を利用してSWYAA国際連盟加盟国の連絡体制を構築する。
6. 自国SWYAAの公式ホームページを一つ作成する。
7. 新参加青年の選考及び/又は準備と事前研修に協力する。

第B-2条：組織構成

1. 各国のSWYAAは自治権を持ち、独立している。
2. 各国のSWYAAには民主的で、包括的で、透明

性のあるプロセスで選任された会長1名がいること。

3. 各国のSWYAAには副会長1名又は2名と事務局長及び/又は会計係を選出するのが望ましい。
4. 会長又は副会長が自国に在住していること。
5. 各国のSWYAAはSWYAA国際連盟代表者ネットワークに登録する代表2名を選出すること。そのうち1名は会長で、もう1名は副会長又は事務局長であることが望ましい。
6. 各国のSWYAAはその国の「世界青年の船」事業及び後継事業既参加青年や、自国の国籍を保持又は自国に居住している既参加青年から会員を募る努力をすること。会員には3種類ある。
 - a. 「世界青年の船」事業及び後継事業の既参加青年
 - b. 内閣府が主催する他事業の既参加青年
 - c. 事後活動組織の活動のボランティア

第B-3条：管理体制/各担当

1. 会長の役割
 - a. 自国のSWYAAを代表するとともに、自国の

SWYAAの統括に責任を持つ。

- b. 国を代表してSWYAA国際連盟代表者議決会議に参加する。
- c. 国内の会員による社会貢献活動を活性化させる。
- d. 日本大使館、SWYAA国際連盟事務局、他国のSWYAAと連絡を取り合う。
- e. 必要に応じて副会長や事務局長に任務を委任する。
- f. 全ての記録を保管し、次の会長へ引き継ぐ。
- g. 新しい役員が選出された際は、新しい役員名簿を事務局に連絡する。

2. 副会長の役割

- a. 会長の補佐業務を行う。
- b. 会長が役割を果たせない際には、その代役を務める。

3. 事務局長の役割

- a. 会員の正確、かつ最新のデータを管理し、更新する。
- b. 情報を受け取り、自国の会員に伝える。
- c. 自国のSWYAAの活動記録を取る。

4. 会計の役割

会計の主な業務とは、自国のSWYAAの経理一般の管理である。その具体的な業務内容は以下のとおりである。

- a. 会費の徴収
- b. 会計管理と会計報告
- c. SWYAA国際連盟の年会費の支払い

第B-4条：会員と資格剥奪

1. 「世界青年の船」事業又は後継事業を修了すると、全ての既参加青年は自動的に自国のSWYAAの会員となる資格を得られる。
2. 各国のSWYAAが自国の会員規則と投票権について決定する。
3. 「世界青年の船」事業及び後継事業の原則として、SWYAAの国内での問題は、他で議論をされることはないが、以下のSWYAAの会員資格剥奪についてはきちんと検討されるべきである。
 - a. 既参加青年は以下のような一定の事由に基づく場合のみ自国のSWYAAの会員資格を剥奪される。
 - 1) 重大な犯罪による有罪判決
 - 2) 各国の關係に甚大な被害を与えるような行為
 - 3) 「世界青年の船」事業及び後継事業、SWYAA又はSWYAA国際連盟の印象を傷つけるような行為
 - 4) 人種差別
 - 5) 深刻なハラスメント（セクシャルハラスメントを含む）
 - b. SWYAAの会員資格剥奪の決定は、いかなる個人で決められるものではなく、該当する国のSWYAAの役員の3分の2以上の投票によって決められる。
 - c. 参加資格を剥奪されるような会員が生じたSWYAAは、事件の詳細とともに行われた手続きについて、直ちにSWYAA国際連盟事務局に報告しなければならない。
4. SWYAAの資格を剥奪された既参加青年は、その国のSWYAAの役員の3分の2以上の投票を得た場合に、再度、資格を得ることができる。
5. 自国のSWYAAの資格を剥奪された場合でも、「世界青年の船」事業又は後継事業の既参加青年であるという立場は変わらない。
6. 自国のSWYAAの資格を剥奪された既参加青年は、SWYAA国際大会に参加することができない。

1. SWYAA国際連盟とは

「世界青年の船」事業、グローバルリーダー育成事業、グローバルユースリーダー育成事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」（以後、「世界青年の船」及び後継事業）で培われた精神を継続させることを目的に、各国で既参加青年のための組織が設立されています。SWYAA国際連盟（Ship for World Youth Alumni Association International）は事業で培われた異文化理解、国際協力、国際平和の実現に向けてのリーダーシップ精神を推進し、支援しています。

2. 参加国

平成28年3月現在、正式加盟27か国、準加盟6か国が登録しましたが、非加盟の関係国を加えると64か国の国々が連携しながら、様々な社会貢献活動を展開しています。

3. 共通の使命と目標

1. 「世界青年の船」及び後継事業の既参加青年のネットワークを継続すること。
2. 加盟各国の友好関係を継続し、連携を強化すること。
3. 自国及び国際社会に貢献する活動に取り組むこと。
4. 自国及び加盟国において、社会に貢献するリーダーを育成すること。
5. 青少年分野を担当する自国政府との連携強化を図ること。
6. 加盟国の大使館との連携強化を図ること。特に日本大使館との連携強化を図ること。
7. 日本人のコミュニティとの関係を深めること。

4. 共通の任務

1. 地域若しくは世界規模で社会貢献、ボランティアの取組、発展的な取組につながるような活動を企画すること。
2. 自国の会員のネットワークを強化すること。
3. 自国の会員及びSWYAA国際連盟加盟国の間で情報交換を強化すること。
4. 日本大使館とのコミュニケーションを図り定期的に活動報告をすること。
5. 「世界青年の船」及び後継事業の既参加青年と新しい参加青年とのコミュニケーションを図ること。
6. 今後、「世界青年の船」の後継事業に参加する青年を支援すること。
7. 既参加青年の正確な情報を把握し、保管すること。

5. 活動内容

「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議と

は（通称：既参加青年会議 Ex-PY Conference）

原則年1回、内閣府が実施するSWYAA代表者のための会議。「世界青年の船」及び後継事業参加各国におけるSWYAAの形成・充実とそれを基盤とした各国内での事後活動の展開について情報交換を行うとともに、各国及び日本の既参加青年の有機的な連携による国際的ネットワークの構築に向けた討議を行うことを目的としています。具体的には、SWYAAのネットワークを使って行う社会貢献活動や今後の事後活動の方向性、そして既参加青年がどのように事業に貢献できるかなどを話し合います。

これまでの会議の結果、ホームステイ・ネットワークの構築、事業に協力する既参加青年の指導官の推薦、参加青年のための事前準備マニュアルやナショナル・リーダーのためのハンドブックの作成、「世界青年の船」事業の紹介をするための広報用キット（プロモーション・キット）の作成、メーリングリスト使用のためのルール作り、そして事業参加予定者のためにSWYAAが実施する事前研修のガイドライン作成、といった成果が挙がりました。また、国内と世界に広がる会員のネットワークを活用して文化交流を促進させるとともに、更なるネットワークの強化を目的とした「グローバル・フォト・コンテスト」も平成16年度より4回にわたって開催されました。このほか、平成17年度にはSWYAA共通のロゴを決めるコンテストを開催、平成18年度には異文化理解ハンドブックをデータ化し、ホームページへの掲載を始めました。また、広報用に使用できる公式ビデオ（10分版）も完成しました。平成19年度には「世界青年の船」20周年記念事業の一環として、「世界青年の船」事業の各回の歴史や情報を集約するホームページの作成、SWYカレンダーの作成、チャリティ・ランチの実施及び環境への貢献活動として、「世界青年の船の森」の植林に取り組むことなどが約束されました。平成20年度には国際支援活動として、ケニアで実施している国内避難民支援活動や、スリランカにおける就学支援に対して日本青年国際交流機構が協力することを約束しました。平成21年度から22年度にかけては、異文化理解教育のための教材を作ったり、「ホームステイ+1（プラスワン）」という名称でホームステイを受け入れながらボランティアなどの「+1（プラスワン）」の体験をさせたりする活動を広めることで合意しました。また、事業

出身者でその後、功績を挙げた人の情報や、事業の意義についての参加青年の声を集約する動きも始まりました。

SWYAA国際大会(通称:グローバル・アセンブリー)

運航中の「世界青年の船」事業の寄港地で開催していた既参加青年代表者会議(インターナショナル・リユニオン)を、平成19年度からはSWYAA国際大会(英語名称:SWYAA Global Assembly)に名称を変え、活動が活発な国で年1回実施するようになりました。この大会では、社会的な貢献活動を地域若しくは世界規模で推進し、またそのような活動を達成するための方策を協議する「事後活動協議会」を同時開催し、各国の事後活動の状況を集約し、成果を総括します。

- 第1回SWYAA国際大会 ギリシャ
(平成19年9月5日～9日)
- 第2回SWYAA国際大会 日本
(平成20年8月21日～24日)
- 第3回SWYAA国際大会 オーストラリア
(平成21年9月2日～6日)
- 第4回SWYAA国際大会 エジプト
(平成22年10月9日～12日)
- 第5回SWYAA国際大会 メキシコ
(平成23年9月28日～10月2日)
- 第6回SWYAA国際大会 バーレーン
(平成24年10月4日～8日)
- 第7回SWYAA国際大会 ペルー
(平成25年8月29日～9月2日)
- 第8回SWYAA国際大会 トルコ
(平成26年8月30日～9月3日)
- 第9回SWYAA国際大会 フィジー
(平成27年8月12日～16日)

SWY News

「世界青年の船」及び後継事業の事後活動関連の機関紙(英文)で、年1回発行。日本青年・外国青年を問わず、過去10年の既参加青年及び希望者に送付されています。各国のSWYAAの活動内容、既参加青年会議の議事報告、世界各地の既参加青年からの近況報告等の内容の記事が盛り込まれています。これまでに23号を発行しました。

メーリングリスト

既参加青年同士の連携を深めるために、メーリングリストが立ち上げられ、活用されています。メーリングリストには英語と日本語があり、以下の種類があります。

- 日本人既参加青年全体の日本語メーリングリスト
- 各年度の日本人既参加青年の日本語メーリングリスト
- 「世界青年の船」及び後継事業の事後活動の関連のニュースを流すメーリングリスト
- 既参加青年全体の英語メーリングリスト
- 各年度の英語メーリングリスト
- SWYAA国際連盟代表者のメーリングリスト

ホームページ

世界に広がるSWYAAの活動を活発化するため、コンピュータを利用したネットワークの強化が推進されています。各国で独自に立ち上げているホームページとリンクされたSWYAAのホームページにおいて、各国の活動やホームステイ・ネットワーク、リユニオンの開催など、様々な情報交換を行っています。URL: <http://www.swyaa.org>

また、平成21年5月には、「世界青年の船」事業を一般に紹介するホームページも立ち上げられました。URL: <http://www.shipforworldyouth.org>

SWYAA Directory(住所録)

「世界青年の船」及び後継事業既参加青年の住所録には、すべての既参加青年の氏名、住所、電話番号、ファックス、Eメール、興味のある分野等が掲載されています。この情報は既参加青年同士が連絡を取り合い、活動を推進していく際に役立てられています。

1. 「世界青年の船」事業既参加青年の国際的連携を目指して

昭和63年度（1988）に開始された「世界青年の船」事業は平成24年度（2012）には第25回を数え、平成25年度（2013）グローバルリーダー育成事業及び平成26年度（2014）に実施された「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」の参加青年を加えると、日本青年は計約3,195人、外国青年は64か国で約4,013人となっています。これら既参加青年たちは事業で得た貴重な体験をいかして、地域、職場、学校等において国際交流活動、青少年活動を活発に行うことが期待されているほか、日本と参加各国との間の友好親善の懸け橋としての役割も期待されています。

各国の既参加青年の事後活動は、当初は基盤となる組織や資金、そして活動のノウハウが乏しく、積極的な活動展開が難しい状態でした。しかし「世界青年の船」事業が回数を重ねるとともに既参加青年の層も厚くなり、情報が蓄積されたことと、インターネットの普及も影響して、グローバル・ネットワークの確立と社会貢献活動の活発化に向けて、少しずつ前進を始めるようになりました。

寄港地、参加国共に固定されないという条件の下で、本格的な地球規模の活動を展開するための基盤の確立は難しい点もあるかと思われませんが、国際連携組織の確立を目指しての活動を推進していきたいと考えています。

2. 始まりはギリシャから

この構想の具体化の第一歩として挙げられるのは、平成6年2月（1994）に第6回「世界青年の船」事業の寄港国ギリシャのピレウスで行われた一つの集まりでした。これは、第4回事業に参加をしたハンガリーとスウェーデンの青年たちが日本の第4回事業の既参加青年と連絡を取り合い、ピレウスに入港中の「世界青年の船」に集合したものです。事前の準備不足や資金不足、連絡の不徹底等によって、集まった人数は少人数にとどまり、具体的な会議も設定できない状況だったものの、今後の展開を図る上での貴重な経験となりました。

3. 「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議（インターナショナル・リユニオン）

このような経緯をたどり、正式のインターナショナル・リユニオンとして「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議（東廻りコース）が平成7年

（1995）3月2日～3日の二日間にわたり、メキシコのアカプルコに寄港中の第7回「世界青年の船」船上で開催されました。この会議には、寄港国メキシコの既参加青年を始めとして総計56人が参加し、親交を深めました。会議では、まず各国での事後活動組織の設立とそれを基盤とした各国内での活動の展開について議論が行われ、引き続いて日本と各国の事後活動組織の有機的な連携の方策と国際的なネットワークの構築について話し合われました。最後に、第1回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議の結果ということで、今後の活動に関する提案文が承認され、その後の組織化の第一歩が印されました。以後、インターナショナル・リユニオンは平成18年度（2006）年まで運航中の「世界青年の船」事業のいずれかの寄港地で開催されました。

インターナショナル・リユニオンは当初は船上で行う二日間のプログラムでしたが、平成12年度（2000）のニュージーランドでの開催からは船上会議と訪問国活動を含む四泊五日のイベントとなりました。これまでの実績として、メキシコのアカプルコで3回（1995, 1997, 1999）、アラブ首長国連邦のドバイで1回（1996）、オマーンのマスカットで1回（1998）、南アフリカのケープタウンで1回（1999）、ニュージーランドのオークランドで1回（2000）、カナダのバンクーバーで1回（2002）、タンザニアのダルエスサラームで1回（2004）、オーストラリアのシドニーで1回（2005）、そしてモリシャスのポートルイスで1回（2006）開催されました。平成13年（2001）10月についてはケニア、平成19年（2007）2月にはフィジーでの開催が予定されていましたが、それぞれ、「世界青年の船」事業の航路変更のため、中止となりました。

インターナショナル・リユニオンは平成19年（2007）より名称を「SWYAA国際大会（英語名称：SWYAA Global Assembly）」と変え、事後活動協議会との同時開催で訪問国活動と関連しない時期に実施するようになりました。

4. 「世界青年の船」事後活動組織（The Ship for World Youth Alumni Association: SWYAA）の設立

第1回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議（東廻りコース）に出席した第3回と第5回事業の既参加青年と第7回「世界青年の船」事業の参加青年によって「世界青年の船」事後活動組織についての原案がまとめられました。これを受け、第7回「世界青年の船」事業の船上においても熱心な討議が重ねら

れた結果、参加国ごとに3名のキーパーソンが決められ、今後のそれぞれの国における組織作りや各国との連携体制について定められました。その成果は、まず、エクアドルで事後活動組織が発足するという形となって現れ、その後も各国で次々と事後活動組織が設立されました。

5. 「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議（東廻りコース）の開催

第1回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議（東廻りコース）を受けて、各国の国内活動にとどまらず、本格的な既参加青年の国際的ネットワークを作ることを目指して、第1回「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議が平成8年（1996）1月16日～21日に東京で開催されました。

6. 「世界青年の船」事業既参加者（西廻りコース）の組織化

これまでは、東廻りコースの既参加青年の活動が先行していましたが、平成8年（1996）3月1日・2日の両日、アラブ首長国連邦のドバイ寄港中の第8回「世界青年の船」事業の船上において、既参加青年代表者会議（西廻りコース）が開催されるに至り、東廻りコースの活動状況が説明されました。また、平成9年（1997）1月16日から21日には、第2回「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議（西廻りコース）が開催されました。

7. SWYAA国際連盟設立へ

東西における事後活動組織の組織化の流れを受け、「世界青年の船」事後活動組織憲章の前身となる「世界青年の船」事後活動組織合意書（東）が平成8年（1996）1月にまとめられ、「世界青年の船」事業東廻り13か国が合意書に署名しました。翌年、「世界青年の船」事後活動組織合意書（西）がまとめられ、「世界青年の船」事業西廻り14か国が平成9年（1997）1月に合意書に署名しました。その後、平成17年（2005）には全ての事後活動組織が共通の目標を持って活動に取り組むことを目的として、二つの合意書（東）と（西）は「世界青年の船」事後活動組織憲章という統一の憲章にまとめられました。

「世界青年の船」事後活動組織憲章は平成25年（2013）にSWYAA国際連盟憲章に改定され、「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議に参加した28か国が署名し、新しい憲章は平成26年（2014）1月1日に施行されました。（SWYAA国際連盟憲章はホームページ参照）

8. インターネットを活用した情報交換

情報の電子化に伴い、既参加青年同士の情報交換を活発化するため、平成8年度（1996）にメーリングリストを立ち上げました。また、平成11年度（1999）の既参加青年会議での話し合いを基に、平成12年度（2000）にSWYAA共通のホームページを立ち上げ、各国の活動をホームページ上で紹介するようになりました。そのほかにも、既参加青年全体で情報交換をする目的で、各種メーリングリストを立ち上げています。

1. 沿革

日本青年国際交流機構(International Youth Exchange Organization of Japan略称IYEO)は、昭和34年度から始まった内閣府(総務庁・総理府)が行ってきた青年国際交流事業「青年海外派遣」「青年の船」「東南アジア青年の船」「日伯青年親善交流」「日本・中国青年親善交流」「オマーン親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「世界青年の船」「国際青年育成交流」「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」「グローバルリーダー育成事業」「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」の各事業の参加青年で組織されており、会員数は1万6千名に達しています。

沿革をたどると、昭和36年、青年海外派遣事業の既参加青年組織として「日本青年海外派遣青友会」が結成され、次いで昭和43年「青年の船」の既参加青年組織として「青年の船の会」が組織され、昭和60年には活動組織としての確立を目指して両者が統合し「日本青年国際交流機構」が発足しました。

2. 目的・組織

日本青年国際交流機構は、その規約に「青少年国際交流」事業で得た成果を踏まえつつ、国際理解を深め、国際親善に寄与し、もって広く社会に貢献するとともに、会員相互の交流と研さんを図ることを目的とする」と規定し、この目的に沿った活動を行うために、各都道府県が実施している国際交流事業に参加した青年たちとも連携を取りながら全国47都道府県に都道府県国際交流機構があります。その名称は、原則として「都道府県青年国際交流機

構」ですが、伝統に基づいた独自名称を称している所や、都道府県事業の既参加青年との合同組織の場合には別名称を称している所もあります。また、47都道府県の各組織は、財団法人青少年国際交流推進センターの都道府県団体会員に登録されています。

3. 活動

日本青年国際交流機構の中央組織は、会員相互の交流を図り、都道府県での活動が円滑に行われるよう連絡調整の役割を果たすとともに、内閣府青年国際交流事業に参加した外国青年との連携強化を推進しています。

都道府県青年国際交流機構は、地域の国際交流活動の振興に寄与し広く社会への活動の輪を広げていくとともに、内閣府の行う青年国際交流事業の発展に協力することが主な活動です。

4. 充実・強化

日本青年国際交流機構では、青少年国際交流事業既参加青年の事後活動としての国際交流活動を一層発展させ、各地域での交流活動を充実、強化するために、ボランティアを強力に支援できる体制の確立が不可欠であると考え、公益法人の設立を目指して長年にわたり取り組んできました。この趣旨が理解され、平成6年4月財団法人青少年国際交流推進センターの設立が許可されました。

日本青年国際交流機構は、同センターと密接な連携の下に、国際交流活動を基本とした社会に貢献しうる活動を目指しています。

1. 沿革

一般財団法人青少年国際交流推進センター(以下、センター)は、日本青年国際交流機構(以下、IYEO)会員によって設立された非営利組織です。IYEOは、日本政府による青年国際交流事業既参加青年が事後活動に積極的に取り組むことをサポートするボランティア団体です。IYEOは広く社会に貢献するために、法人設立に向けて取り組み、平成6年4月、その趣旨を日本政府に認められ、センターが設立されました。

2. 目的

センターは、青少年の国際交流の推進を図り、国際社会に必要不可欠な役割を果たすことのできる青少年の育成に貢献し、青少年対象の国際交流活動の実

施を通じて各分野において指導的な役割を果たしうる青少年を育成するとともに、青少年による人的ネットワークの形成の促進、青少年の国際交流に関する情報提供、青少年の国際交流活動等に対する支援等の事業を行うことを目的としています。

3. 事業の内容

1. 青少年国際交流事業の企画、実施及び協力
2. 青少年国際交流に関する啓発及び研修
3. 青少年国際交流に関する出版物の刊行
4. 青少年国際交流に関する情報収集及び調査研究
5. 青少年国際交流に関する支援、コンサルティング等
6. その他センターの目的を達成するために必要な事業

インターナショナル・リユニオンとSWYAA国際大会年表

	開催地	開催日程	
第1回	メキシコ/アカプルコ	1995年 3月2日～3日	第1回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第2回	アラブ首長国連邦/ドバイ	1996年 3月1日～2日	第2回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第3回	メキシコ/アカプルコ	1997年 3月3日～4日	第3回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第4回	オマーン/マスカット	1998年 2月20日～28日	第4回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第5回	メキシコ/アカプルコ	1999年 2月23日～26日	第5回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第6回	南アフリカ/ケープタウン	1999年 10月3日～4日	第6回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第7回	ニュージーランド/オークランド	2000年 10月7日～11日	第7回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
		2001年	(ケニアでの開催予定が航路変更に伴いキャンセル)
第8回	カナダ/バンクーバー	2002年 11月24日～28日	第8回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第9回	タンザニア/ダルエスサラーム	2004年 2月8日～12日	第9回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第10回	オーストラリア/シドニー	2005年 1月31日～2月4日	第10回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第11回	モーリシャス/ポートルイス	2006年 2月11日～16日	第11回「世界青年の船」事業既参加青年代表者会議
第12回		2007年	(フィジーでの開催予定がキャンセル)

インターナショナル・リユニオンは2007年より名称を「SWYAA国際大会(グローバル・アセンブリー)」と変え、事後活動協議会との同時開催で訪問国活動と関連しない時期に実施するようになりました。

	開催地	開催日程	テーマ	概要	主な活動内容
第1回	ギリシャ/アテネ	2007年 9月5日～9日	既参加青年の地域への貢献	2006年まで「インターナショナル・リユニオン」として開催されていた大会を、社会貢献活動に重点を置いた内容にリニューアルした。15か国から29名の既参加青年が参加し、18名のギリシャの既参加青年が運営に携わった。	<ul style="list-style-type: none"> <社会貢献活動> ・環境啓蒙活動 <ul style="list-style-type: none"> - 森林保全と山火事防止を呼びかけるリーフレット配布活動 講演:「環境災害時における市民の役割」 <事後活動協議会> ・各国の事後活動報告、今後の活動について <チャリティー・オークション> ・ギリシャ山火事のためのチャリティー・オークションの実施 <ul style="list-style-type: none"> - 収益金: 850ユーロ
第2回	日本/東京	2008年 8月21日～24日	SWY精神の再燃	第1回SWYAA国際大会に引き続き、日本にて第2回SWYAA国際大会が開催され、9か国から50名の既参加青年が参加し、うち12名が運営に携わった。	<ul style="list-style-type: none"> <社会貢献活動> ・持続可能な社会コース <ul style="list-style-type: none"> - 有機農園体験 <ul style="list-style-type: none"> 講義:「食と燃料のことから持続可能性を考える」 講師: 佐藤太 ・コミュニティと青年コース <ul style="list-style-type: none"> - NPOグリーンバード訪問 <ul style="list-style-type: none"> 講義:「地域での清掃活動」 講師: NPOグリーンバード職員 - 大東文化大学視察 <ul style="list-style-type: none"> 講義:「高島平団地再生プロジェクト」 講師: 山本孝則 <事後活動協議会> ・社会貢献活動の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> - 講義(講師: 佐谷恭) - 国際支援プロジェクトの紹介 <ul style="list-style-type: none"> ケニア支援プロジェクト、スリランカ就学支援プロジェクト - ワークショップ「自分たちで企業又はNGOを設立する」 <チャリティー・ランチ> - 収益金: 93,040円
第3回	オーストラリア/ブリスベン	2009年 9月2日～6日	既参加青年の社会貢献	6か国から27名の既参加青年が参加し、うち7名が運営に携わった。	<ul style="list-style-type: none"> <社会貢献活動> ・ボランティア・クイーンズランド <ul style="list-style-type: none"> 講義: ボランティア・クイーンズランドの活動内容について 講師: デイヴィット・ハム(ボランティア代表) ・アルバート・パーク・フレキシ・スクール訪問 ・ロイヤル・ブリスベン・アンド・ウィメンズ・ホスピタル(RBWH)訪問 <事後活動協議会> ・各国の事後活動報告 <ul style="list-style-type: none"> - 世界青年のバス(Bus for World Youth = BWY) - 平和計画2008(Projects for Peace 2008) - ダンスで楽しむ(Dance for Fun) ・「世界青年の船」20周年記念事業活動報告 <ul style="list-style-type: none"> - 世界青年の船の森(SWY Forest) - サポート・ケニア・プロジェクト(Support Kenya Project) - スリランカ教育支援プロジェクト(One More Child Goes to School Project) <ファンド・レイジング> ・RBWH基金(子供のメンタルヘルス研究)へのファンド・レイジング・ディナー <ul style="list-style-type: none"> - 収益金: 3,480オーストラリアドル

	開催地	開催日程	テーマ	概要	主な活動内容
第4回	エジプト/ カイロ	2010年 10月9日～12日	国際ユース年 対話と相互理 解	24か国から180名の既 参加青年が参加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回「世界青年の船」事業既参加青年であるDr. Sahar Hegazi氏を講師に迎え、「エジプトの若者が直面している問題」についての講義 ・訪問先 <ul style="list-style-type: none"> 1)エジプトフードバンク 2)ナティーン協会聴覚障害者ユニット 3)小児ガン病院 4)ゲジーラ青少年クラブ ・事後活動協議会で提案されたプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> 1.環境保護プロジェクト 2.SWYworld.netの普及 3.各国Bus for World Youthの実施 4.既参加青年東京連絡会議にて提案されたプロジェクトの普及 5.SWY献血デー 6.国際支援活動 7.SWYAAハンドブック 8.ワークショップの開催 9.2011年カレンダーの作成 10.既参加青年のビジネス評議会の結成 11.異文化理解ハンドブックの作成 12.SWYAA証言集プロジェクト
第5回	メキシコ/ メキシコシティ	2011年 9月28日～ 10月2日	既参加青年の 地域への貢献	15か国から69名が参加 し、うち20名が運営に携 わった。	<ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ政府外務大臣による講義「外交における青少年の重要性」 ・連邦議会議員との意見交換 ・訪問先 <ul style="list-style-type: none"> 1)メキシコ国立人類学博物館 2)世界文化遺産テオティワカン遺跡 3)世界文化遺産ソチミルコ 4)メキシコシティ市街地 5)ルチャ・リブレ(メキシカン・プロレス) ・事後活動協議会(Part 1)での発表 <ul style="list-style-type: none"> - 事後活動の成功事例:メキシコ、日本、バーレーン、ペルー、 エクアドル、オーストラリア - シャンタル・ペイダー基金の設立 ・事後活動協議会(Part 2)にて提案されたプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> - 学校をつなぐプロジェクト - ソーシャル・メディア、ウェブサイトの効果的な利用 - 地域ネットワークの強化
第6回	バーレーン	2012年 10月4日～8日	既参加青年の 地域への貢献	21か国から118名が参加 した。 これに加え、バーレーン からは20名が実行委員 として参加(うち17名が 既参加青年、3名が一般 のボランティア)。 開会式には30名のVIP (ナーセル殿下、ハー リド殿下、大臣、大使な ど)と約290名の参加が あった。	<ul style="list-style-type: none"> ・開会式はアラッド要塞にて、ハマド国王の四男で青年スポーツ最高評 議会議長であるナーセル殿下の後援を受けて盛大に開催された。 ・課題別視察 <ul style="list-style-type: none"> - 湾岸石油化学工業会社 - バーレーン大学 - ムハラク高齢者社会福祉センター - 女性最高評議会 ・訪問先 <ul style="list-style-type: none"> - バーレーン国立博物館 - バーレーン要塞 - 石油博物館訪問 - F1サーキット - 王家馬術クラブ - コーラン博物館 - アルファター・モスク - ムハラク旧市街地散策 ・事後活動協議会 <ul style="list-style-type: none"> - 東京連絡会議の報告 - 各国の事後活動報告
第7回	ペルー	2013年 8月30日～ 9月2日	既参加青年の 地域への貢献	18か国から108名が参加 した。	<ul style="list-style-type: none"> <事後活動協議会> <ul style="list-style-type: none"> - 各国の事後活動報告 - オーストラリア: SWY KIVAプロジェクト(マイクロファイナンス) - 日本: ちえれめいれプロジェクト(Bangladesh の教育支援) - ニューゼaland, トンガ: Island Leaders at Heart(青少年育成活動) - ペルー: Learn Live Loveプロジェクト(青少年育成活動) - ペルー: プロジェクト・ロマス(自然保護活動) - ベネズエラ: 御縁 マラカイボ(日本とベネズエラの相互交流) - SWYAA国際連盟の新しい憲章についての説明 - 第25回「世界青年の船」事業についての実施報告 <社会貢献活動> <ul style="list-style-type: none"> - Aprendo Contigo(国立小児病院) - Lulay(青少年育成団体) - Proyecto Lomas(ペルーの自然と歴史を保全する団体) <課題別視察> <ul style="list-style-type: none"> - Fundo San Lorenzo(ピスコの酒造会社) - ペルー食文化体験 - ペルー音楽体験 - Arte Wari Peru(伝統工芸の工房)

	開催地	開催日程	テーマ	概要	主な活動内容
第8回	トルコ	2014年 8月30日～ 9月3日	既参加青年の 地域への貢献	26か国から153名が参 加した。	<p><事後活動協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> - 各国の事後活動報告 ニュージーランド: 「ストーキング・ファイヤー(旧交を温める) 2014」リユニオン 日本: IYEO概要、「One More Child Goes To School」(IYEO スリランカ教育支援プログラム)、「IYEOチャレンジ・ファン ド」等 ペルー: 参加青年の選考方法・社会貢献活動について等 オマーン: 「SWYAAオマーン・デー」等 インド: オープン・スクール等 エジプト: 日本大使館との交流・協力 スウェーデン: SWY関連の事後活動に対する資金援助 ロシア: 「SWYトレイン」 ギリシャ: 環境啓蒙活動、「ホームステイ+1」、障害児支援団体等 のスポーツイベント バーレーン: 地域貢献活動、自己啓発活動、「Our World One World」プロジェクト、バーレーンの日本人コミュニ ティーとの交流、SWYAA国際大会(バーレーン)等 スペイン: 「南三陸の玉手箱」プロジェクトへの協力 - 第2回「世界青年の船」事業リユニオン <p><プリンス諸島訪問(クルーズ)></p> <p><課題別視察></p> <ul style="list-style-type: none"> - 高齢者施設訪問(高齢社会コース) - 「ダウン・カフェ」訪問(教育コース) - 医療廃棄物向上及び一般廃棄物(家庭廃棄物)処理場訪問 (環境コース) - 「カナルトルコ」テレビ局訪問(メディアコース) - 「ピンク・エンジェルズ」(ユダヤ系トルコ人のボランティア団体)が 活動する病院訪問(ボランティアと異文化理解コース) - 「YESAM料理アートセンター本部」訪問(芸術とトルコ文化コース) - コルドゥズ工科大学訪問(教育コース)
第9回	フィジー/ ナンディ	2015年 8月12日～16日	既参加青年の 地域への貢献	13か国から39名が参加 した。フィジー側からは 6名が運営に携わった。	<p><事後活動協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> - 各国の事後活動報告 オーストラリア: SWY KIVA(マイクロレンディングプログラム) 日本大使館との連携強化 カナダ: ホームステイ+1 エクアドル: 東日本大震災復興支援イベント フィジー: SWYデー、植樹、幼稚園プロジェクト サイクロン「イバン」救済プログラム 日本: 30周年プロジェクト(IYEO人材資源マップの作成、 ファンレイジング、冊子の作成、東北訪問キャンペーン) 「One more child goes to school project」(教育支援) ケニア: 医療キャンプ、若いリーダーたちの育成、ホームステイ+1 ニュージーランド: SWY27の海外研修の受入れ スペイン: SWY4の20周年記念イベント、SWYの広報活動 トルコ: GAの開催 ウルグアイ: 写真展の開催 アメリカ: 新体制作り、ニュースレターの発行 日本領事館・JETプログラムとの連携強化 <p><課題別視察></p> <ul style="list-style-type: none"> - シンガトカ大砂丘 <p><社会貢献活動></p> <ul style="list-style-type: none"> - マングローブ植林 <p><訪問先></p> <ul style="list-style-type: none"> - マタワル村訪問 - サウスシー島

参加国と参加者数 / Participating Countries and Number of Participants

Area	Country	AA Int'l	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
Asia	Japan		103	100	103	101	103	114	112	114	118	116	116	122	117	119	117	124	120	118	117	116				
	Bangladesh					11				12																
	India			18			9				19			12			9		10		11		10		9	
	Nepal										9															
	Pakistan				12																					
	Sri Lanka				12			20			20			19			20			10		10				
Africa	Algeria						10																			
	Cameroon																	11								
	Egypt			21			20			11		11		20		9		10		12				11		
	Kenya						12			19		13		19				11			11	12				
	Mauritius																11				11	12				
	Morocco				9																		8			
	Senegal										10															
	Seychelles															9				12				11		
	South Africa											18		13		9		11						10		
	Tanzania											20		13		9	9				12				10	
	Tunisia				12																					
Europe	Belgium										13															
	Finland									12														11		
	Germany					12																				
	Greece					20				20								10					10			
	Hungary							12																		
	Italy																									
	Netherlands					11																				
	Norway																9									
	Poland											13											12			
	Russia																							11		
	Spain									20									9	9			11		11	
	Sweden									12														12		
United Kingdom										12														11		
Middle East	Bahrain													12			9		10			11		12		10
	Jordan									11				10												
	Kuwait																									
	Oman																								7	10
	Qatar																									
	Turkey																									
	UAE																									
	Yemen																									10
Oceania	Australia																									
	Fiji																									
	Micronesia																									
	New Zealand																									
	Papua New Guinea																									
	Solomon Islands																									
	Tonga																									
	Vanuatu																									
	Western Samoa																									
Central/South America	Argentina																									
	Brazil																									
	Chile																									
	Colombia																									
	Costa Rica																									
	Dominican Rep.																									
	Ecuador																									
	Honduras																									
	Jamaica																									
	Mexico																									
	Panama																									
	Paraguay																									
	Peru																									
	Uruguay																									
Venezuela																										
North America	Canada																									
	USA																									
Total																										

AA Int'l: SWYAA International Full Members- , SWYAA International Associate Members-
GLDP: Global Leaders Development Program

Area	Country	21	22	23	24	25	GLDP	27	28	Total
Asia	Japan	108	130	126	129	116	87	108	121	3195
	Bangladesh									23
	India		12		11		8	8	11	157
	Nepal									9
	Pakistan									12
	Sri Lanka		12		11	10		10	12	166
Africa	Algeria									10
	Cameroon									11
	Egypt	12	11		11					159
	Kenya		11			8		9		125
	Mauritius	12								46
	Morocco									17
	Senegal									10
	Seychelles									32
	South Africa									61
	Tanzania			11			9		11	104
	Tunisia									12
Europe	Belgium									21
	Finland									33
	Germany									12
	Greece		11							81
	Hungary									12
	Italy									11
	Netherlands									9
	Norway	12								46
	Poland									24
	Russia				11				12	53
	Spain				11					71
	Sweden			12			9			58
	United Kingdom							10		56
Middle East	Bahrain		12	11	10	10	9	10	12	138
	Jordan									21
	Kuwait									11
	Oman		11	12				10		113
	Qatar									17
	Turkey		12		11	10	9	10		84
	UAE	9	11			8			10	121
	Yemen	11	12							45
Oceania	Australia		11	12					9	171
	Fiji	12		10		9	9			145
	Micronesia			10						10
	New Zealand	12			11	10		10	12	173
	Papua New Guinea									13
	Solomon Islands			12						68
	Tonga	12								88
	Vanuatu	11		10						31
Western Samoa									13	
Central/South America	Argentina									14
	Brazil			12	11		9	9		102
	Chile			12		10			12	94
	Colombia									22
	Costa Rica					10				113
	Dominican Rep.									36
	Ecuador		12							105
	Honduras									9
	Jamaica									13
	Mexico			12		10	9		11	208
	Panama									25
	Paraguay									9
	Peru	12			11			10		94
Uruguay									26	
Venezuela	11			11					158	
North America	Canada	12			11					134
	USA									148
	Total	246	268	262	260	211	158	202	233	7208